



福岡医発第 2203 号 (地)

令和 4 年 11 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

オンライン資格確認導入における拡充時の補助内容の実施について

オンライン資格確認に関し医療情報化支援基金によるオンライン資格確認導入補助金につきましては、令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 6 月 6 日の期間にカードリーダーを申込済で、令和 4 年 6 月 7 日～令和 5 年 1 月末までにオンライン資格確認の運用を開始した医療機関（補助金受給済の医療機関を除く）に対し、差額に相当する別途の補助が実施される旨、令和 4 年 8 月 20 日付け福岡医発第 1403 号（地）にてご連絡申し上げていたところですが、今般、「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の改正が行われ、補助金の申請方法が示された旨、日本医師会より通知がありました。

上記に該当する医療機関で、かつ、既にポータルサイトにて申請又は紙申請された医療機関については、支払基金にて申請日・運用開始日の確認が行われ、条件に該当するか判定したのち、差額交付の手続きを進め、補填が実施された金額が交付されますので、再提出（再申請）の必要はないこととされております。

また、今後新たにポータルサイトにて申請される医療機関は、ポータルサイトに示されている通常の手順で申請を行い、紙申請の医療機関は別添「別紙特例補助（その 3）様式」（別添）を用いて申請することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、運用開始日が未入力 of 医療機関に対しては、確認のため支払基金より 11 月にメールにて連絡がありますことを申し添えます。

【別添資料】

- ・令和 4 年 10 月 7 日付支払基金理事長宛て文書『「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について』
- ・「医療提供体制設備整備交付金実施要領」
- ・別紙特例補助（その 3）様式（医療機関のみ抜粋）

【参考】

小郡三井医師会より

医療情報システム担当理事 柳 大三郎

医療保険担当理事 肥山淳一郎

会長 島田昇二郎

- 保連発 1007 第 1 号「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/10071.html>
- 日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口
<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

都道府県医師会

情報システム担当理事 殿

社会保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

長 島 公 之

(公 印 省 略)

オンライン資格確認導入における拡充時の補助内容の実施について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日医発第 928 号(情シ)(保険) 令和 4 年 8 月 18 日「オンライン資格確認の原則義務化の概要及び医療機関等向けオンライン説明会の開催について」において、令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 6 月 6 日の期間にカードリーダーを申込済で、令和 4 年 6 月 7 日～令和 5 年 1 月末までにオンライン資格確認の運用を開始した医療機関(補助金受給済の医療機関を除く)に対しての「差額相当分の補助」につきまして、「医療提供体制設備整交付金実施要領」の改正が行われ、その申請方法が決まった旨、情報提供がありましたのでご連絡いたします。

補助金の上限等が増額となる条件				病院			診療所・薬局 (大型チェーン 薬局以外)	大型チェーン 薬局 (グループで 処方箋の受付が 月4万回以上)
パターン	条件1 顔認証付き カードリーダー 申請日	条件2 システム 事業者との 契約日	条件3 運用開始日	顔認証付きカードリーダー 3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
				1台	2台	3台		
加速化プラン	～2021/3/31	-	-	210.1万円を上限に補助	200.2万円を上限に補助	190.3万円を上限に補助	42.9万円を上限に補助	42.9万円を上限に補助
既定の補助 (見直し前)	2021/4/1～	下記①②のいずれにも該当しない場合		105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に1/2を補助	100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に1/2を補助	95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に1/2を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に3/4を補助	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に1/2を補助
増額条件① (見直し後)	2022/6/7 ～ 12/31	～2023/2/28	-	210.1万円を上限に補助 ※事業額の420.2万円を上限に1/2を補助	200.2万円を上限に補助 ※事業額の400.4万円を上限に1/2を補助	190.3万円を上限に補助 ※事業額の380.6万円を上限に1/2を補助	42.9万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に実費補助	-
増額条件② (見直し後)	2021/4/1 ～ 2022/6/6	-	2022/6/7～ 2023/1/31	既定の補助に加え、増額条件①により算出された額と既定の補助により算出された額との差額を交付 (実質的に、増額条件①(見直し後)と同額を交付)				-

※補助金が交付済みの施設については上限等の増額はありません。

※補助金の対象は、(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等となります。(消費税分(10%)も補助対象)

※いずれのパターンにおいても、従前どおり、これらの改修等事業を令和 5 年 3 月 31 日までに完了し、同年 6 月 30 日までに交付申請していただく必要があります。

申請方法につきまして、「ポータルサイト申請の医療機関」におかれましては、特段の対応は必要ありませんので、ポータルサイトに示されている通常の手順通りにて申請を行ってください。

「紙申請の医療機関」におかれましては、補助金申請の際に、申請書様式「別紙特

例補助（その３）様式」（別添）を用いて申請をお願いします。

なお、既に申請いただいた医療機関におかれましては、ポータルサイト、紙申請、共に再提出の必要はありません。

申請後、支払基金にて申請日・運用開始日の確認を行い条件に該当するか判定したのち、差額交付の手続きを進め、補填が実施された金額が交付されます。

また、運用開始日が未入力 of 医療機関には、確認のため支払基金より 11 月に各医療機関へメールにて連絡する予定とのことです。

もし、交付条件に該当する医療機関において、補填が実施されていない金額が交付された場合には、オンライン資格確認等コールセンター（0800-0804583）へお問い合わせをお願いいたします。

対象の医療機関におかれましては、令和 5 年 1 月 31 日までの運用開始、令和 5 年 6 月 30 日までに申請が条件となっておりますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非ともご協力を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・令和 4 年 10 月 7 日付支払基金理事長宛て文書「『医療提供体制設備整備交付金の実施について』の一部改正について」
- ・「医療提供体制設備整備交付金実施要領」
- ・別紙特例補助（その３）様式（医療機関のみ抜粋）

【参考】

保連発 1007 第 1 号「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/10071.html>

日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口
<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

保 連 発 1007 第 1 号
令 和 4 年 10 月 7 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和2年7月3日保連発0703第1号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」により取り扱っているところであるが、今般一部改正し、令和4年6月7日から適用することとしたので、通知する。

別 紙

医療提供体制設備整備交付金実施要領

第1 趣旨

令和元年度医療提供体制設備整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）2の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、国から医療提供体制設備整備交付金の交付を受け、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、医療情報化支援基金管理運営要領（以下「管理運営要領」という。）3の事業を行うために必要な手続等について、定めるものとする。

第2 交付対象事業

1 管理運営要領3（1）の交付対象事業は、次のとおりとする。

- （1） オンライン資格確認の導入に必要となる顔認証付きカードリーダー（厚生労働省が示した仕様書の基準を満たす製品に限る。）等の導入に係る事業（保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第86条第1項に規定する「保険医療機関等」をいう。以下同じ。）において、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末を購入する場合に限る。）
- （2） 保険医療機関等において、オンライン資格確認を導入することを前提に、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末（電子証明書を含む。）の購入等、レセプトコンピューターに組み込むパッケージソフトの購入（基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。）、オンライン請求回線初期導入（回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含み、レセプトのオンライン請求システムが未対応である保険医療機関等に限る。）、既存のオンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費及び電子カルテシステムの薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。）、（1）の顔認証付きカードリーダー（1台9.9万円以下のものに限る。）の購入並びにオンライン資格確認等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業（これらの事業に交付するのは、（1）の顔認証付きカードリーダーを導入した場合に限る。）

2 1（1）の顔認証付きカードリーダーについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）附則第1条の2の規定に基づき、保険医療機関等からの申出に応じて支払基金にて当該物品を調達し、及び提供するものとする。

なお、保険医療機関等に提供する顔認証付きカードリーダーの台数は、別表1-1から別表3のとおりとする。

- 3 管理運営要領 3（2）の交付対象事業は、管理運営要領 3（1）の実施に附帯する支払基金における事務費（報酬、給与、職員手当等、社会保険料、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。）、事務の簡素合理化を図るための電子情報処理組織の導入等に伴う費用及びこれらのシステム改善等に要する費用、その他厚生労働大臣が必要と認めるものとする。

第3 補助率及び補助限度額

- 1 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる病院における第 2 の 1 に係る補助率及び補助限度額は、別表 1－1 から別表 1－3 のとおりとする。
- 2 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる薬局のうち、大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月 4 万回以上の薬局をいう。以下同じ。）における第 2 の 1 に係る補助率及び補助限度額は、別表 2 のとおりとする。
- 3 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる診療所又は 2 に規定する大型チェーン薬局以外の薬局における第 2 の 1 に係る補助率及び補助限度額は、別表 3 のとおりとする。
- 4 第 2 の 1（2）の補助金額は、次の順で算定するものとする。
 - （1） 第 2 の 1（2）に係る総事業費に、別表 1－1 から別表 3 の「2. 補助率」に定める率を乗じた額を算定する。
 - （2） （1）の額と、別表 1－1 から別表 3 の「3. 補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする。（1,000 円未満切り捨て）

第4 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第 3 の 2 の同一グループ内の処方箋受付回数が 1 月に 4 万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）第 88 の 1（8）の例によるものとする。

当年 2 月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの 1 月当たりの処方箋受付回数を合計した値が 4 万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの 1 月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

- （1） 前年 2 月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年 3 月 1 日から当年 2 月末日までに受け付けた処方箋受付回数を 12 で除した値とする。
- （2） 前年 3 月 1 日から当年 1 月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年 2 月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。
- （3） 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、（2）の記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

第5 事業を実施する場合の条件

- 1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。
 - (1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。
 - (2) 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けずに、この顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
 - (3) 支払基金の理事長の承認を受けて（2）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (5) 事業に係る収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
 - (6) （1）～（5）の条件に違反した場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5年）に応じた残額）及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがある。
- 2 1により付した条件に基づき、保険医療機関等から支払基金に納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 3 支払基金が、この基金を財源の全部又は一部として、第2の3に係る事業を実施する場合には、支払基金に対し1（2）～（5）に規定する条件を付すものとする。この場合において、これらの規定中「支払基金の理事長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「支払基金」とあるのは「国」と読み替えて適用するものとする。

4 支払基金は、第2の2及び3に係る事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、別紙様式1により厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

第6 交付対象者の募集

支払基金は、第2の1又は2の事業に対して補助を実施又は提供する場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、交付対象者の募集を行うものとする。

第7 申請手続き

第2の1及び2に係る顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を、第14で定める申請期間に、原則として、電磁的方法（支払基金の使用に係る電子計算機と申請書等の提出を行う保険医療機関等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法をいう。以下同じ。）により支払基金に提出して行うものとする。ただし、保険医療機関等がやむを得ない事情により、当該申請方法によることができない場合は、書面による申請でも差し支えないものとする。

第8 電子申請

1 保険医療機関等が第2の1（2）に係る第7の申請を行う場合は、第2の1の全ての事業の完了後に行うものとする。

2 医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織（以下「取りまとめ者」という。）は、同組織に属する複数の保険医療機関等の第7に係る申請を、一括して行うことができるものとする。

（1）申請を一括して行おうとするときは、あらかじめ、別紙一括申請様式1による申請書を支払基金に届け出て、一括して申請する保険医療機関等に関する事項の確認を受けなければならない。

（2）2の申請は、顔認証付きカードリーダーの提供申請の場合は別紙一括申請様式2による申請書を電磁的方法により、補助金の申請の場合は別紙一括申請様式3による申請書を郵送で支払基金に提出して行うものとする。

なお、補助金の申請については併せて、別紙様式4を電磁的方法により支払基金に提出して行うものとする。

（3）別紙一括申請様式1、2、3及び別紙様式4の詳細については、支払基金から取りまとめ者に提供する仕様書によるものとする。

3 支払基金は、原則として、第9の規定に基づく交付の決定及び通知、第10の規定に基づく決定の取消し、第11の規定に基づく顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還命令及

び第 12 の規定に基づく延滞金の納付命令に係る通知を電磁的方法により行うものとする。

第 9 交付等の決定及び通知

支払基金は、第 7 の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式 3 により顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定を通知するものとする。

第 10 決定の取消し

支払基金は、保険医療機関等が顔認証付きカードリーダー及び補助金を他の目的に使用し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は支払基金に提出した補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 11 顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還

支払基金は、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5 年）に応じた残額）及び補助金の返還を命ずるものとする。

第 12 延滞金

- 1 支払基金は、第 11 に基づく補助金等の返還命令を受けた保険医療機関等が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、令和 2 年 4 月以降年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 一の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 13 備え付け帳簿等

支払基金は、補助金台帳を備え、保険医療機関等ごとに顔認証付きカードリーダーの配付台数、交付した補助金の額、交付期日その他必要な事項を記載するものとする。なお、当該補助金台帳は、電磁的記録により作成及び保存を行うこともできるものとする。

第 14 補助事業の申請期間

第 2 の 1 (1) 及び 2 の顔認証付きカードリーダーの提供申請は令和 2 年 8 月から、第 2 の 1 (2) の補助金交付申請は令和 2 年 11 月から申請を開始するものとし、第 2 の交付対象事業を令和 5 年 3 月 31 日までに完了させ、令和 5 年 6 月 30 日までに申請するものとする。ただし、当該期間について、医療介護連携政策課長は、支払基金の理事長と協議して変更することができるものとする。

(別表１－１) 病院（顔認証付きカードリーダーを１台の提供を受ける場合）

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを１台提供	
第２の１（２）の事業	補助率１／２	補助限度額は、１０５万円まで （２１０．１万円に左欄の補助率を乗じた額）

(別表１－２) 病院（顔認証付きカードリーダーを２台の提供を受ける場合）

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを２台提供	
第２の１（２）の事業	補助率１／２	補助限度額は、１００．１万円まで （２００．２万円に左欄の補助率を乗じた額）

(別表１－３) 病院（顔認証付きカードリーダーを３台の提供を受ける場合）

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを３台提供	
第２の１（２）の事業	補助率１／２	補助限度額は、９５．１万円まで （１９０．３万円に左欄の補助率を乗じた額）

(別表２) 大型チェーン薬局

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを１台提供	
第２の１（２）の事業	補助率１／２	補助限度額は、２１．４万円まで （４２．９万円に左欄の補助率を乗じた額）

(別表３) 診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを１台提供	
第２の１（２）の事業	補助率３／４	補助限度額は、３２．１万円まで （４２．９万円に左欄の補助率を乗じた額）

※別表の金額はいずれも税込み。

附則

第1 特例補助

令和3年3月31日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式2(1)、(2)又は別紙一括申請様式2を支払基金に提出した保険医療機関等にあつては、特例として第3の規定に代わり、次の補助限度額を適用することができるものとする。

- 1 第7の申請手続きにおいて、第2の1(2)に係る補助金については、別紙特例様式による申請書を支払基金に提出して行うことができるものとする。
- 2 1の補助金額は、第2の1(2)に係る総事業費と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。(1,000円未満切り捨て)

病院

顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、210.1万円まで
顔認証付きカードリーダー2台の場合	補助限度額は、200.2万円まで
顔認証付きカードリーダー3台の場合	補助限度額は、190.3万円まで

大型チェーン薬局

顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、42.9万円まで
-------------------	-----------------

診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、42.9万円まで
-------------------	-----------------

※金額はいずれも税込み。

第2 特例補助（その2）

令和4年6月7日から12月31日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式2（1）、（2）又は別紙一括申請様式2を支払基金に提出し、令和5年2月28日までに第2の1（2）に係るシステム事業者との契約を結んだ病院並びに診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局にあっては、オンライン資格確認のさらなる導入を促進する観点から、特例として第3の規定に代わり、次の補助率及び補助限度額を適用することができるものとする。（ただし、既に第3の規定に基づき第2の1（2）に係る補助金の交付を受けたものを除く。）

- 1 第7の申請手続きにおいて、第2の1（2）に係る補助金については、別紙特例補助（その2）様式による申請書を支払基金に提出して行うことができるものとする。
- 2 病院における1の補助金額は、次の手順で算定するものとする。
 - （1） 第2の1（2）に係る総事業費に、次の表に定める補助率を乗じた額を算定する。
 - （2） （1）の額と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。（1,000円未満切り捨て）
- 3 診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局における1の補助金額は、第2の1（2）に係る総事業費と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。（1,000円未満切り捨て）

病院

顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助率1／2	補助限度額は、210.1万円まで
顔認証付きカードリーダー2台の場合	補助率1／2	補助限度額は、200.2万円まで
顔認証付きカードリーダー3台の場合	補助率1／2	補助限度額は、190.3万円まで

診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、42.9万円まで
-------------------	-----------------

※金額はいずれも税込み。

第3 特例補助（その3）

令和3年4月1日から令和4年6月6日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式2（1）、（2）又は別紙一括申請様式2を支払基金に提出した病院並びに診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局にあっては、オンライン資格確認の運用開始を促進する観点から、特例として令和4年6月7日から令和5年1月31日までの間にオンライン資格確認の運用を開始した場合に限り、第3の規定に基づく交付額に加えて、附則第2の2又は3の規定に基づき算定した額から第3の規定に基づく交付額を減じた差額の交付を受けることができるものとする。（ただし、既に第3の規定に基づき第2の1（2）に係る補助金の交付を受けたものを除く。）

第3の規定に基づく交付及び差額の交付の申請は、第7の申請手続きにおいて、第2の1（2）に係る補助金について、別紙特例補助（その3）様式による申請書を支払基金に提出することにより行うことができるものとする。

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

点数表コード

医療機関コード

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地

〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書

(令和3年4月1日～令和4年6月6日に顔認証付きカードリーダーを1台申請した病院用)

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」の規定及び附則に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則第3に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー提供申請日	実施要領第2の1(2)に係る総事業費(①)	比較額((①)×1/2) (②)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
			210.1万円	円

※一円未満切り捨て

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

オンライン資格確認の運用を開始した日

*補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
*記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
*都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

点数表コード

医療機関コード

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地

〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書

(令和3年4月1日～令和4年6月6日に顔認証付きカードリーダーを2台申請した病院用)

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」の規定及び附則に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則第3に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー提供申請日	実施要領第2の1(2)に係る総事業費(①)	比較額((①)×1/2) (②)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
			200.2万円	円

※一円未満切り捨て

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

オンライン資格確認の運用を開始した日

*補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
*記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
*都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

【申請者】

点数表コード

		点数表コード				

開設者氏名

電話番号

(令和3年4月1日～令和4年6月6日に顔認証付きカードリーダーを3台申請した病院用)

記

◎実施要領附則第3に定める申請をする場合

※一円未満切り捨て

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

*補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
*記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
*都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

点数表コード

医療機関コード

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地

〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書

(令和3年4月1日～令和4年6月6日に顔認証付きカードリーダーを申請した診療所又は薬局用（大型チェーン薬局※を除く。))

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」の規定及び附則に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2) 該当】

◎実施要領附則第3に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費 ①	補助限度額 ②	①と②のうち低い方の額
		42.9万円	円

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

オンライン資格確認の
運用を開始した日

※補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
※記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
※都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。
※大型チェーン薬局とは、医療提供体制設備整備交付金実施要領の「第4 大型チェーン薬局の処方箋の受付回数に係る取扱い」の規定に該当する保険薬局です。